

外国貨物廃棄届（C-3080）

「届出者」の項には、原則として、貨主である法人の所在地、名称及び代表者の氏名（貨主が個人の場合にあっては、住所及び氏名）を記載する。

なお、通関業者が貨主その他の届出人に代わって手続を行う場合は、代理人である旨を明記し、貨主その他の届出人と併記する。

「記号及び番号」欄には、廃棄する貨物の記号及び番号を記載するほか、当該貨物が特例輸出貨物（関税法第30条第1項第5号に規定する「特例輸出貨物」をいう。）である場合には、当該貨物の輸出の許可書の番号を併せて記載する。